

移住者を積極的に受け入れる地域を応援します！

移住受入れ地域認定制度

移住者を歓迎し、受入れから移住後の支援まで丁寧に行う地域を「移住受入れ地域」として認定する制度です。さらに認定された「移住受入れ地域」が移住者の受入れに向けて行う取組を支援するため、下記の応援事業を設けています。

◆空き家活用移住サポート事業

「移住受入れ地域」が、地域内の空き家所有者に空き家バンク登録を働きかけ、移住の受入れに取り組む事業

- ・条件 上記の働きかけによって空き家バンクに登録された物件が1件以上あること
- ・補助金額 5万円（1地区1回のみ）

◆ひた暮らしPR交流事業

「移住受入れ地域」の移住を促進するために取り組む事業

- ・補助対象経費 事業の実施に要した経費
- ・補助内容 対象経費の10分の10を補助（上限額10万円）



あなたの大切な家の活用を応援します！  
空き家バンク事業

空き家バンク事業とは、空き家所有者からの申し込みによって登録された情報を、移住・定住を希望する人に提供する制度です。この事業を利用して契約が成立した場合、所有者は空き家活用奨励金を受けることができ、移住者は一定の要件を満たせば移住者ひた暮らし支援事業が利用できます。

空き家を活用する所有者を奨励金で応援します！

空き家活用奨励金制度

空き家バンク登録者間で売買又は賃貸借契約が成立した際に、空き家活用奨励金を交付します。

◆対象者

売買又は賃貸借契約を締結した空き家バンク登録物件の所有者

◆奨励金の額 5万円



空き家バンクを活用する移住者を応援します！

移住者ひた暮らし支援制度

◆対象者

空き家バンクの利用登録者である移住予定者又は日田市に移住して1年未満の人

※日田市地域おこし協力隊やファーマーズスクール研修生等については、お問い合わせください。

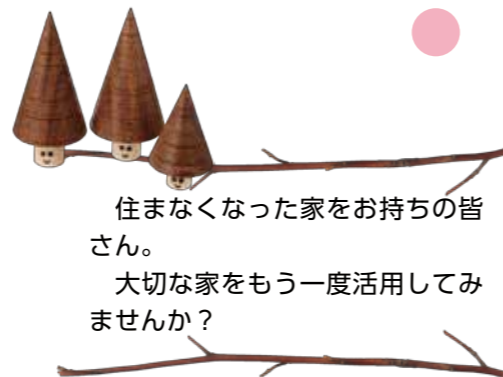
◆条件

- ・空き家バンクの利用登録者であること
- ・世帯員の半数以上が、転入前の直近5年以上日田市外に住んでいること
- ・転勤や福祉施設等に入所するための転入ではないこと
- ・空き家登録者と3親等以内でないこと
- ・5年以上日田市に住む予定であること など

◆補助内容

補助対象	補助額	補助率
仲介手数料	5万円以内	10分の10以内
家財の処分	10万円以内	
情報通信環境整備	4万円以内	2分の1以内
空き家の購入（※）	100万円以内	
空き家の改修（※）	50万円以内	
引越し料	20万円以内	3分の2以内

※空き家の購入と改修は併せて上限額100万円。



これらの支援事業を考えている人は、  
まずはお気軽にご相談ください



Uターン者（年齢不問）や若者（39歳以下）がいる世帯を「移住奨励金」で応援します！

移住奨励金制度

◆対象・奨励金の額

【Uターン者（過去に5年以上継続して日田市に住民登録していた人）がいる世帯】

- ・平成29年度転入者 一人5万円（上限10万円）
- ・平成30年度転入者 一人2万円（上限5万円）

【若者（申請時点で39歳以下の人）がいる世帯】

- ・平成29・30年度転入者 一人5万円（上限10万円）

◆条件

- ・世帯全員が、転入前の直近5年以上日田市以外に住民登録していたこと
- ・転入日から1年以内であること
- ・転勤や福祉施設に入所するための転入でないこと
- ・過去に移住奨励金を受けた人が、同じ世帯にいないこと
- ・5年以上日田市に住む予定であること など

◆申請期限

- ・転入日から1年以内
- 例) 平成29年6月1日転入…平成30年5月31日までに申請
- ※平成29年度に転入された人は、申請期限にご注意ください。
- ※申請の際には、戸籍の附票等の書類が必要となります。

